

自主検査実施項目及び検査結果表(病院用)

対象施設	構造設備名	根拠条文		対象室等名称	検査項目	構造設備の概要	チェック欄
		医療法	同法施行規則				
病       院	各科専門の診察室	21条	20条1号		衛生上、管理上問題がない。		適・否
	処置室	21条	20条4号		衛生上、管理上問題がない。		適・否
	臨床検査施設	21条	20条5号及び6号		喀痰、血液、尿、ふん便等について通常行われる臨床検査のできるものである。 (検体検査の業務を委託する場合は、当該業務に係る設備を設けないことができる。)		適・否
	エックス線装置	21条	20条7号		開設許可申請時添付用(別紙1)(添付書類含む)及び備付届(添付書類含む)のとおり。 開設許可事項の変更許可申請時添付用(別紙2)(添付書類含む)及び変更届(添付書類含む)のとおり。		適・否
	調剤所	21条	16条1項14号		採光及び換気を十分にし、かつ、清潔に保たれている。 冷暗所を設けている。 感量10ミリグラムの天秤及び500ミリグラムの上皿天秤その他調剤に必要な器具を備えている。		適・否
	消毒施設	21条	21条1項1号、2項1号		蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものである。 (繊維製品の滅菌消毒業務を委託する場合は、当該業務に係る設備を設けないことができる。)		適・否
	消毒設備	23条	16条1項12号		感染症病室又は結核病室に係る必要な消毒設備を設けている。		適・否
	給食施設	21条	20条8号及び9号		入院患者のすべてに給食することができる。 調理室の床は耐水材料を使用している。 食器の消毒設備を設けている。 (調理、洗浄の業務を委託する場合は、当該業務に係る設備を設けないことができる。)		適・否
	洗濯施設	21条	21条1項1号		衛生上、管理上問題がない。 (寝具類の洗濯業務を委託する場合は、当該業務に係る設備を設けないことができる。)		適・否

自主検査実施項目及び検査結果表(病院用)

対象施設	構造設備名	根拠条文		対象室等名称	検査項目	構造設備の概要	チェック欄
		医療法	同法施行規則				
病院	分娩室	21条			衛生上、管理上問題がない。		適・否
	新生児入浴室	21条			衛生上、管理上問題がない。		適・否
	化学、細菌及び病理の検査施設	22条 22条の2	21条の5 1号		実状に応じて適当な構造設備を有している。		適・否
	診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備	23条	16条1項1号		危害防止上必要な措置を講じている。		適・否
	機械換気設備	23条	16条1項5号		感染症病室、結核病室又は病理細菌検査室の空気が風道を通じて病院の他の部分へ流入しない。		適・否
	患者の使用する屋内の直通階段	23条	16条1項8号、9号		2階以上の階に病室を有する場合2以上設けている。(患者の使用するエレベーターが設置されている場合、又は2階以上の各階における病室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル以下(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている場合は100平方メートル以下)の場合は1とすることができる。)階段及び踊場の幅は、内法で1.2メートル以上蹴上げは0.2メートル以下踏面は0.24メートル以上適当な手すりを設けている。	幅 m 蹴上 m 踏面 m	適・否
	避難階段	23条	16条1項10号		3階以上の階に病室を有する場合2以上設けている。(建築基準法施行令に規定する避難階段の構造を有する直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。)		適・否

自主検査実施項目及び検査結果表(病院用)

対象施設	構造設備名	根拠条文		対象室等名称	検査項目	構造設備の概要	チェック欄
		医療法	同法施行規則				
病院	患者が使用する廊下	23条	16条1項11号		精神病室に隣接するもの 片廊下 内法で1.8メートル以上 中廊下 内法で2.7メートル以上 (施行規則43条の2に該当する病院については2.1メートル以上) それ以外のもの 片廊下 内法で1.8メートル以上 中廊下 内法で2.1メートル以上 ただし、平成13年3月1日に現存する建物については 片廊下 内法で1.2メートル以上 中廊下 内法で1.6メートル以上	(片廊下) 幅 m (中廊下) 幅 m	適・否
	歯科技工室	23条	16条1項13号		防塵設備その他の必要な設備を設けている。		適・否
	防火上必要な設備 消火用の機械又は器具	23条	16条1項15号 23条	16条1項16号		火気を使用する場所に設けている。	

自主検査実施項目及び検査結果表(病院用)

対象施設	構造設備名	根拠条文		対象室等名称	検査項目	構造設備の概要	チェック欄
		医療法	同法施行規則				
療養病を有する病院	機能訓練室	21条	20条11号		1以上の機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えている。(平成5年4月1日に現存する建物については機能訓練を行うために十分な広さを有していれば可。(経過措置))	器械器具の概要 面積 m <sup>2</sup> (経過措置適用の有・無)	適・否
	談話室	21条	21条1項2号、2項2号		療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有している。	面積 m <sup>2</sup> (食堂と兼用)	適・否
	食堂	21条	21条1項2号、2項3号		内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき1平方メートル以上の広さを有している。	面積 m <sup>2</sup>	適・否
	浴室	21条	21条1項2号、2項4号		身体の不自由な者が入浴するのに適したものである。		適・否
	療養病床に係る病室に隣接する廊下	23条	16条1項11号		片廊下 内法で1.8メートル以上 中廊下 内法で2.7メートル以上 ただし、平成5年4月1日に現存する建物については下記によることも可。(経過措置) 片廊下 内法で1.2メートル以上 中廊下 内法で1.6メートル以上	(片廊下) 幅 m (経過措置適用の有・無) (中廊下) 幅 m (経過措置適用の有・無)	適・否